

指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令28号)第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

法人の名称

社会福祉法人 愛和会

法人の代表者

理事長 高岡 秀幸

法人の所在地

大阪府豊中市寺内1丁目1番10号

法人の設立年月日

平成14年 1月10日

法人の沿革・特色

別紙のとおりです

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称

相談支援事業所 あすなろ

サービス対象者

・身体障がい者(肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障がい等)

・知的障がい者

・精神障がい者

・障がい児(身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童)

・難病等対象者

豊中市指定事業所番号

指定特定相談 2734000108号(平成24年4月1日指定)

指定一般相談(地域移行・地域定着)

2734000108号(平成24年4月1日指定)

指定障害児相談 2774000059号(平成24年4月1日指定)

事業所の所在地

大阪府豊中市寺内1丁目1番10号

事業所の電話番号

06-6866-2956

事業所のFAX番号

06-6866-2950

じぎょうしょ
事業所のE-mail

soudanshien-asunaro@poppy.ocn.ne.jp

じぎょうしょ かいせつねんがつび
事業所の開設年月日

へいせい ねん がつ にち
平成24年 4月 1日

じぎょうしょ つうじょうじつし
事業所の通常実施

とよなかし
豊中市

(2) じぎょう もくてき うんえいほうしん
事業の目的および運営方針

ほうじん もくてき 法人の目的	もとほうじん しょう しゃ いこう そんちよう たよう 本法人は、障がい者の意向を尊重し、多様なサービスを総合的に提 供するよう創意工夫することにより、障がい者が自立した生活を地域 社会において営むことができるよう支援することを目的として活動して おります。
ほうじん おも じぎょう 法人の主な事業	たきのうがたじぎょうしょ けいえい ・多機能型事業所あすなろの経営 しんたいしょうがいしゃつうしよじゅきんしせつ へいせい ねん がつ にちかいしよ 身体障害者通所授産施設：平成15年4月1日開所 ちてきしょうがいしゃつうしよじゅきんしせつ へいせい ねん がつ にちかいしよ 知的障害者通所授産施設：平成15年4月1日開所 たきのうがたじぎょうしょ へいせい ねん がつ にちいこう 多機能型事業所あすなろ：平成23年4月1日移行 ・あすなろ(生活介護)の経営 しょうがいしゃ へいせい ねん がつ にちかいしよ 障害者デイサービスセンター：平成15年4月1日開所 あすなろ(生活介護)：平成18年10月1日移行 ・あすなろ(短期入所)の経営 しんたい・ちてきしょうがいしゃたんきにゅうしよじぎょう へいせい ねん がつ にちかいしよ 身体・知的障害者短期入所事業：平成15年4月1日開所 あすなろ(短期入所)：平成18年10月1日移行 ・日中一時支援事業あすなろ：平成18年10月1日移行
じぎょう もくてき うん えいほうしん 事業の目的と運 営方針	1. していけいかくそうだんしえんおよ していしょうがいじそうだんしえん りようしゃ いし 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思 および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立 した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するととも に、利用者又は障がい児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医 療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合 的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 2. していけいかくそうだんしえんおよ していしょうがいじそうだんしえん りようしゃ ていきよう 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供さ れる福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏るこ とのないよう、公正中立に行います。 3. しちょうそんおよ たよう じぎょうしゃ れんけい はか ちい き ひつよう 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な 社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定 計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改 善を図ります。 4. かんけいほうれいとう じゅんしゅ 関係法令等を遵守します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん じ ぶん ごご じ 午前8時30分から午後5時までとなります。

(4) 計画相談支援の可能な日と時間帯

けいかくそうだんじっしひ 計画相談実施日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
じっしじかん 実施時間	ごぜん じ ぶん ごご じ 午前8時30分から午後5時までとなります。

※緊急時等は、24時間電話受付対応しております。

(5) 事業所の職員体制

かん り しゃ
管 理 者

みつなり ひろき
光 成 宏 樹

しよくしゅ 職種	しよくむないよう 職務内容
かん り しゃ 管 理 者	じゅうぎょうしゃ かん り していけいかくそうだんしえんおよ していしょうがいじそうだんしえん りよう 従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用 もうしこ かか ちょうせい ぎょうむ じっしじようきょう はあく ほか かん り いちげん の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元 てき おこな じゅうぎょうしゃ かんけいほうれいとう きてい じゅんしゅ 的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため ひつよう しきめいれい おこな 必要な指揮命令を行います。
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	きほんそうだんしえん しょう しゃとう そうだん おう じょうほう ていきょうとう おこな 【基本相談支援】障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行 い市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 とうりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく さくせい しょう ふくし 【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】障がい福祉 サービスの支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害 じしえんりようけいかく げんあん さくせい しきゅうけつていとう おこな 児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた のち かんけいしゃ れんらくちょうせい おこな たんとうしゃかいぎ かいさい とう 後に、関係者との連絡調整を行い、担当者会議を開催し、サービス等 りようけいかくまた しょうがいじしえんりようけいかく さくせい おこな 利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。 しきゅうけつていとう ゆうこうきかんない りようしゃ けいぞく 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続し て障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス とうりようけいかくまた しょうがいじしえんりようけいかく てきせつ いな みなお 等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるか否かの見直し おこな みなお けつか もと とうりようけい かくまた を行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は しょうがいじしえんりようけいかく へんこう かんけいしゃ れんらくちょうせいまた 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は あら しきゅうけつていとう かか しんせい かんしょう おこな 新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

職 種	人 数	勤 務 形 態	資 格	経 験 年 数
管 理 者	1 人	常 勤・兼 務	社会福祉士	15 年
相談支援専門員	1 人	常 勤・兼 務	社会福祉士	15 年
相談支援専門員	1 人	常 勤・専 従	精神保健福祉士	11 年
相談支援専門員	1 人	常 勤・専 従	社会福祉主事任用	12 年
相談支援専門員	1 人	常 勤・専 従	介護福祉士	20 年
相談支援専門員	1 人	常 勤・専 従	社会福祉主事任用	14 年
相談支援専門員	1 人	常 勤・専 従	介護福祉士	8 年
相談支援専門員	1 人	非 常 勤	医 師	15 年

3. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

1. サービス内容 等のに関する情報 提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用者等の情報を適正に提供します。
2. アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3. サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4. サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。

5. サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用者計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6. 利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7. サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 指定継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また市町村の決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。又、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

4. 利用料金

相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。
---------	---

交 通 費	利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪 問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際に は、その実費を頂きます。 ●公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃
その他の費用	利用者の事情により必要となる実費をご負担頂くことがあります。その 際は、書類によって利用者への説明を行い、利用者の同意を頂きま す。

5. 利用料金の支払方法

利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求書を送付しますので
これを当月の26日までに現金又は振込でお支払ください。

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。
又、計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡し
しますので、必ず保管をお願いします。

6. 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により担当者の変更を希望される場合は、下記の相談担当者までご
相談下さい。

相談担当者	
連 絡 先	でんわばんごう 電話番号:06-6866-2956 FAX:06-6866-2950
受付日及び時間	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日か ら1月3日までを除きます。
	うけつけじかん 受付時間:8:30～17:00

※担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行います。が、当事業所
の人員体制等により、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。

7. 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けてい
る場合は、受給者証をご提示頂き、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービ
ス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支援内容等を確認さ
せて頂きます。受給者証の住所、支給内容等に変更があった場合は速やかに事業所に
お知らせ下さい。

(2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させて頂くこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口にご遠慮なく相談下さい。

8. 虐待の防止のための措置

本事業所では障害者虐待防止法に則り、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 光成 宏樹
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施

とよなかししょうがいしゃぎゃくたいぼうし
豊中市障害者虐待防止センター:06-6863-7060

9. 身体拘束等の禁止

本事業所では、サービス提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとします。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従事者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従事者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

10. 差別防止について

本事業所では、障害者差別解消法に則り、障がい者を理由として不当な差別的取り扱い等の防止のため、次の措置を講じています。

- (1) 差別防止に関する責任者の選定【差別防止責任者】管理者 光成 宏樹
- (2) 職員に対する差別の防止及び合理的配慮についての考え方を啓発・普及するため
の研修(研修方法や研修計画等)を行い、職員の人権意識の高揚及び職員の知識や
技術の向上に努めます。
- (3) 倫理綱領・行動規範を掲示し職員に周知徹底します。

豊中市障害福祉課:06-6858-2229

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 指定計画相談支援事業所の従事者及び管理者(以下「従業者等」という)は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ③ この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業所は、従事者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従事者等との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ① 事業者は、利用者からあらかじめ文書同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業所等に、利用者の個人情報を提供しません。又利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
 - ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む)について善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
(開示に際して複写料等が必要な場合は、利用者の負担となります。)

12. 緊急時、事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【豊中市障害福祉課】

所在地	豊中市中桜塚3丁目1番1号
受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	9時00分から17時15分
電話番号	06-6858-2229
FAX番号	06-6858-1122

【豊中市こども未来部おやこ保健課】

所在地	豊中市稲津町1丁目1番20号
受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	9時00分から17時15分
電話番号	06-6866-2360
FAX番号	06-6676-7990

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	社会福祉施設・事業者総合補償制度
補償の概要	- 基本補償(対人対物共通) 100,000,000円 - 人格権侵害・経済損失 100,000,000円 - 管理下財物補償 1,000,000円 - 初期対応費用 5,000,000円

13. 身分証携行義務について

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 記録の整備について

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障がい児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳

サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画

アセスメントの記録

サービス担当者会議等の記録

モニタリングの結果の記録

・利用者に関する市町村への通知に係る記録

・利用者からの苦情の内容等の記録

・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

15. 苦情を受け付けるための窓口

提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。本事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見等も頂いています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	相談支援専門員 岡田 千春
苦情解決責任者	管理者 光成 宏樹
受け付け日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時までとなります。
電話番号	06-6866-2956
FAX番号	06-6866-2950
E-mail	soudanshien-asunaro@poppy.ocn.ne.jp

※苦情受付ボックスを事業所の相談室に設置しています。

【第三者委員】

職氏名	安藤 忠
電話番号	078-581-7909
FAX番号	078-581-7909
職氏名	迎 和明
電話番号	090-5159-6428

とよなかししょうがいふくしか
【豊中市障害福祉課】

しよざいち 所在地	とよなかしなかさくらづか ちょうめ ばん ごう 豊中市中桜塚3丁目1番1号
うけつけび 受付日	げつようび きんようび こくみん しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
うけつけじかん 受付時間	じ ぶん じ ぶん 9時00分から17時15分
でんわばんごう 電話番号	06－6858－2229
ばんごう FAX番号	06－6858－1122

とよなかしけんこうふくし くじょうちようせいいいんかい
【豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会】

しよざいち 所在地	とよなかしなかさくらづか ちょうめ ばん ごう 豊中市中桜塚3丁目1番1号
うけつけび 受付日	げつようび きんようび こくみん しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
うけつけじかん 受付時間	じ ぶん じ ぶん 9時00分から17時15分
でんわばんごう 電話番号	06－6858－2815
ばんごう FAX番号	06－6854－4344

とよなかし みらい ぶ ほけん か
【豊中市こども未来部おやこ保健課】

しよざいち 所在地	とよなかしいなづちよう ちょうめ ばん ごう 豊中市稲津町1丁目1番20号
うけつけび 受付日	げつようび きんようび こくみん しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
うけつけじかん 受付時間	じ ぶん じ ぶん 9時00分から17時15分
でんわばんごう 電話番号	06－6866－2360
ばんごう FAX番号	06－6676－7990

おおさかふうんえいてきせいはいんかい
【大阪府運営適正化委員会】

しよざいち 所在地	おおさかふちゅうおうくなかでら ちょうめ ばん ごう 大阪府中央区中寺1丁目1番54号
うけつけび 受付日	げつようび きんようび こくみん しゅくじつ ねんまつねんし 月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始は おぞ 除きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ご じ 午前10時から午後4時までとなります。
でんわばんごう 電話番号	06－6191－3130
ばんごう FAX番号	06－6191－5660

ほんじぎょうしよ かいけつ くじょう ぎやくたいとう そうだん ぎょうせいきかんまた おおさかふしやかいふくし
本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は大阪府社会福祉
きょうぎかい せっち うんえいてきせいはいんかい もう た
協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

16. 第三者評価の実施状況

【実施日:2017年 3月 10日】 【評価機関名:大阪府社会福祉協議会】

【結果の開示状況: 福祉サービス第三者評価結果一覧にて開示】

17. 指定計画相談支援の実施開始可能年月日

ねん がつ にち
年 月 日

18. 重要事項説明の年月日

ねん がつ にち
年 月 日

じょうきないよう しょうがいしゃ にちじょうせいか おお しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ もと して
上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指
い けいかく そうだんしえん じぎょう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゅん へいせい ねん がつ にちこうせいろうどうしよれいだい
定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28
ごう だい じょう きてい もと りようしゃ せつめい
号)」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

じぎょうしよ
事業所
しよざいち おおさかふとよなかしてらうち ちょうめ ばん ごう
(所在地) 大阪府豊中市寺内1丁目1番10号
めいしよ しゃかいふくしほうじん あいわかい
(名称) 社会福祉法人 愛和会
そうだんしえん じぎょうしよ
相談支援事業所あすなろ
かんりしゃ みつなり ひろき
(管理者) 光成 宏樹

せつめいしゃ
説明者
じぎょうしよ そうだんしえん じぎょうしよ あすなろ
(事業所) 相談支援事業所 あすなろ
しめい
(氏名)

わたし けいやくしよおよ しょめん じぎょうしゃ していけいかく そうだんしえん また していしょうがい じそうだんしえん ていきよう
私は、契約書及び書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に
じゅうよう じこう せつめい う どうい
あたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

りようしゃ じゅうしよ
利用者 (住所)
しめい
(氏名)

りようしゃ からだ じょうきょうとう ちょめい りようしゃほんにん い し かくにん うえ わたし りようしゃ
利用者は、身体 の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者
か ちょめい だいひつ
に代わって、その署名を代筆しました。

だいひつしゃ じゅうしよ
代筆者 (住所)
しめい
(氏名)
ぞくがら
(続柄)

だいにりん じゅうしよ
代理人 (住所)
しめい
(氏名)

こう ふ び : ねん がつ にち
交 付 日 : 年 月 日